事業主の みなさまへ



A 埼玉県内の労働幾喜祭生状況につりて A



令和5年の労働災害について、埼玉労働局より発生状況が公開されております。労働者が安全で健康 に働けるよう、事業主様におかれましては、この機会に事業所内の安全対策を見直ししましょう!

①死亡災害の発生状況

業種別事故人数(前年比)		
陸上貨物運送事業	7名(+2名)	
建設業	2名(-5名)	
小売業・産業廃棄物処理業	2名(+1名)	
製造業	1名(-5名)	

型別事故人数(前年比)		
交通事故	7名(+6名)	
墜落∙転落	4名(-7名)	
衝突され	3名(+2名)	

②休業4日以上の死傷災害の発生状況

業種別事故人数(前年比)		
製造業	1,521名(+75名)	
陸上貨物運送業	1,290名(-100名)	
小売業	755名(-91名)	
社会福祉施設	704名(+65名)	

型別事故人数(前年比)		
転倒	1,738名(-64名)	
動作の反動・無理な動作	1,389名(+50名)	
墜落∙転落	881名(-62名)	

③熊谷監督署内の発生件数

災害別	令和5年	令和4年	増減数
死亡事故	3名	2名	+1名
死傷災害	641名	568名	+73名



社会保険事務のポイント ~報酬等の考え方~

報酬等(報酬・賞与)は、「労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の 生計に充てられるすべてのものを包含します。報酬等に該当するか否かは、手当の名称等で判断 するのではなく、手当の内容に基づき判断します。

賃金、賞与、通勤手当、 扶養手当、インセンティブ 現実に提供された労働に対する対価に加え、

給与規程等に基づいて使用者が経常的に支払うもの

休業手当

・・・・ 病気欠勤中や休業中に支払われる場合

現物給与(食事、住宅手当)・・・・・雇用契約を前提とし、事業主から提供を受けているため

傷病手当金の差額補填見舞金 ・・・・ 恩恵的でも、労使協定等に基づき経常的に払われるもの

傷病手当金、労災休業補償等 ・・・・ 労働の対償でないため

出張旅費、赴任旅費

・・・・ 事業主が負担すべきもので、実費弁償を受けた場合

見舞金、結婚祝い金

・・・・ 事業主が恩恵的に支給するものであるため

大入袋

・・・・被保険者が常態として受ける報酬以外のため

★9月の営業土曜日は以下のとおりです。



休 7日(土) 14日(土)

休 21日(土) 営業(労務)

28日(土) 休 ★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL: 048 - 571 - 2231 FAX: 048 - 570 - 1929

URL: http://www.terazei.com/

